

産業水道委員会

当委員会で審査した案件は、議案1件であり、原案どおり可決すべきと決定しました。

◎平成24年度総社市一般会計補正予算(第1号)

問 観光客が増加したことにより軽部神社に簡易トイレを設置する委託料が計上されているが、どのようなものを設置する予定か。

答 簡易のポンプ式水洗で、足で踏んでタンクの水を流す型式を考えている。地盤が軟弱であるため、基礎をきちんと固めて設置をする予定である。

問 総社カルチャーセンターで発生した事故の損害賠償保険金が計上されているが、この事故は、建物のコンクリートが剥離したことによるものである。建物の今後の見直しはどのように考えているのか。

答 この事故は、建物の北側部分の軒先コンクリートが剥離したものであり、建物の北側部分については全面を剥がす処理を行った。残りの部分についても、今後状況をしっかりと把握して、見直しをしていきたい。

◎行政視察報告

産業水道委員会は、5月14日から2日間、農産物のブランド化及び地産地消をテーマに行政視察を行いました。

《石川県羽咋市》

他にも、農家だけで株式会社直売所「神子の里」を設立。「質の良い野菜を自らが付けた値段で販売し、初年度から多くの利益を生んでいる」とのことであった。また、人工衛星による水稲解析を市が低コストで行ったり、棚田オーナー制度、農家カフェ、無農薬・無肥料の木村式農業を実践したりするなど、様々な取組を行っている。

《石川県白山市》

白山市では、「白山の恵みを地域で育み・つなぎ・美味しくいただく」をテーマとし、平成21年度から地産地消に取り組んでいる。

取組の主なものとしては、ホームページで食育・地産地消活動の様々な情報を積極的に発信している。ホームページのアクセス数は月に1万5千件を超えるとのことであり、関心の高さがうかがえる。また、「食農講演会」「生産者との交流給食会」「親子生産物収穫体験ツアー」「1日おにぎりカフェ」など数多くのイベントを行っており、市民への啓発を行っている。



農家だけで設立した直売所「神子の里」

建設消防委員会

5月臨時会

当委員会で審査した案件は、承認1件、議案1件であり、承認案件について承認し、議案については原案のとおり可決された後、附帯決議を付しました。

◎専決処分の承認を求めることについて

問 災害復旧債の主な減額理由は何か。

答 起債の対象外となったためである。

◎工事請負契約締結の変更について

平成23年9月21日に議決した「清音神在本線改良(下部工)その2工事」の請負契約の内容が変更し、工事費の増額が生じたため、議会の議決を得ようとするもの。

問 変更部分の工事は現時点(平成24年5月10日)でどの程度完了しているのか。

答 9割以上の工事を終了している。

問 議会の議決が必要であることの認識はあったのか。

答 工事の進捗に気をとられ、議会への報告が遅れた。申し訳ない。

問 変更された工事内容は適正であったのか。

答 適正である。審査の過程において議会の議決権の侵害があることや公共工事の執行にも問題があることが明らかになったが、すでに変更部分の工事がほぼ完了していることから、諸般の

状況を考え、苦渋の選択で可決すべきものと決定した。今後、市当局に公共工事を適正に執行してもらうために、建設消防委員会の総意として附帯決議を付することを決定した。(右の決議文のとおり)

6月定例会

当委員会で審査した案件は、議案2件であり、いずれも原案どおり可決すべきと決定しました。主なものは、次のとおりです。

◎総社市火災予防条例の一部改正について

◎平成24年度総社市一般会計補正予算(第1号)

問 保育所等が幼年消防クラブとして鼓笛隊を結成して活動をしているが、活躍の場はあるのか。

答 保育所の運動会はもちろんだが、消防主催の行事である消火技術訓練大会などでも活動をし、火災予防を呼びかけている。

「議案第44号 工事請負契約締結の変更に関する附帯決議」

本委員会において、「議案第44号 工事請負契約締結の変更について」を可決すべきものと決したが、工事の進捗状況等、諸般の状況を考えると追認せざるを得ないと判断したための苦渋の選択の結果である。これは、工事金額が変更になることが明らかになっているのにも関わらず、議案に議案を提出することなく工事を進めた当局に重大な責任がある。議会の議決権を侵害したことは、まことに遺憾と言わざるを得ない。

工事内容の変更についても、ボーリング調査の位置が橋脚の設置位置からずれていたにも関わらず、その結果に基づいて設計していたため、土質の相違が発生し増額となったこと、敷鉄板、樹木の伐採及び処理、掘削土の敷きならしなど、度重なる変更の指示をするなど、当初設計、現場管理、設計変更など工事全般に渡って事務執行上に問題があると思われる。

公共工事の費用は、税金で賄われていることを認識し、最小の経費で最大の効果を上げる努力をするよう求める。

このような事態を招いた当局に対して、本委員会における審査の経過を真摯に受け止め、今後、再びこのようなことが起こらないよう、合わせて、公共工事の事務執行が適正に行われるよう、以下の点に留意し、適切な措置を講じることを強く求めるものである。

記

- 1 議会の議決が必要な工事請負契約については、変更が生じることが明らかになった時点で、速やかに、変更についての議決を得た後に執行すること。
- 2 事前調査、設計図書の作成や工期の設定にあたっては、中身を十分に精査して入札に付し、工事内容の安易な変更はしないよう努めること。そして、設計変更する場合においては、その変更の原因及び負担は誰がすべきかを適切に判断して行うこと。
- 3 今回の問題は、建設部だけの問題ではなく、当局の事務執行体制の連携不足も否めない。工事の事務執行体制及び工事関係規定等を点検して、再発防止に努めること。

以上附帯決議する。
平成24年5月10日
建設消防委員会



工事中の新架橋